

いなべ市菰野町ごみ処理施設整備基本構想策定業務 仕様書

第1章 総則

1 目的

いなべ市あじさいクリーンセンターは稼働後約31年が経過しており、平成24年度から平成25年度にかけて施設延命化工事を行っているが、令和9年度に更新時期を迎えるため、今後の施設整備についての検討が必要となっている。また、菰野町清掃センターは稼働後約34年が経過しており、平成28年度から平成29年度にかけて施設延命化工事を行っているが、令和18年度に更新時期を迎えるため、同様に今後の施設整備についての検討が必要となっている。

いなべ市及び菰野町における長期的な視点に立ったごみの適正処理を維持するため、基本的な考え方及び処理施設の整備方針を新たにまとめることを目的とする。

2 業務名

いなべ市菰野町ごみ処理施設整備基本構想策定業務

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 施設概要

現在、いなべ市及び菰野町のごみ処理施設の概要は、以下のとおりである。

施設名称	いなべ市あじさいクリーンセンター	
所在地	三重県いなべ市北勢町京ヶ野新田5番地12	
焼却施設	竣工年月	平成5年12月
	延命化工事	平成24年度から平成25年度
	処理方式等	焼却炉形式：機械化バッチ燃焼式ストーカ炉 投入方式：ピットアンドクレーン方式
	処理能力	50t／日（25t／日・10h×2炉）
不燃物処理施設	竣工年月	平成5年12月
	延命化工事	平成24年度から平成25年度
	処理方式等	破碎選別処理方式
	処理能力	15t／5h
ペットボトル 圧縮梱包施設	竣工年月	平成12年6月
	処理方式等	圧縮梱包方式
	処理能力	1.5t／5h
容器包装プラスチ ック圧縮梱包施設	竣工年月	平成19年2月
	処理方式等	圧縮梱包方式
	処理能力	4t／5h

施設名称	いなべ市北勢粗大ごみ場	
所 在 地	三重県いなべ市北勢町向平 7 9 8 番地 1	
粗大ごみ処理施設	竣工年月	昭和 5 5 年 4 月
	処理方式等	手選別
	処理能力	2 t / 5 h
施設名称	いなべ市大安粗大ごみ場	
所 在 地	三重県いなべ市大安町町石樽下 3 8 1 番地 4	
粗大ごみ処理施設	竣工年月	平成 1 0 年 6 月
	処理方式等	手選別
	処理能力	2 t / 5 h
施設名称	いなべ市藤原粗大ごみ場	
所 在 地	三重県いなべ市藤原町鼎 1 4 0 0 番地	
粗大ごみ処理施設	竣工年月	昭和 5 9 年 4 月
	処理方式等	手選別
	処理能力	2 t / 5 h
施設名称	いなべ市員弁リサイクルセンター	
所 在 地	三重県いなべ市員弁町石仏 1 8 6 6 番地 1	
粗大ごみ処理施設	竣工年月	平成 1 4 年 4 月
	処理方式等	手選別
	処理能力	2 t / 5 h

施設名称	いなべ市北勢一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	三重県いなべ市北勢町阿下喜 3 1 4 8 番地	
最終処分場	竣工年月	昭和 5 5 年 4 月
	処理方式等	安定型
	残余容量	4 0 8 m ³
施設名称	いなべ市大安一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	三重県いなべ市大安町石樽東 1 6 1 0 番地	
最終処分場	竣工年月	平成 1 0 年 6 月
	処理方式等	安定型
	残余容量	8, 0 0 0 m ³
施設名称	いなべ市藤原一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	三重県いなべ市藤原町鼎 1 4 0 2 番地	
最終処分場	竣工年月	昭和 5 9 年 4 月
	処理方式等	安定型
	残余容量	4 7, 1 8 0 m ³

施設名称	菰野町清掃センター	
所 在 地	三重県三重郡菰野町永井3089番地1	
焼却施設	竣工年月	平成3年3月
	延命化工事	平成28年度から平成29年度
	処理方式等	焼却炉形式：機械化バッチ燃焼式ストーカ炉 投入方式：ピットアンドクレーン方式
	処理能力	40t／日（20t／日・8h×2炉）

施設名称	菰野町リサイクルセンター	
所 在 地	三重県三重郡菰野町菰野8346番地1	
金属圧縮機 ペットボトル 減容機 プラスチック 減容機	竣工年月	平成11年12月
	処理方式等	破碎選別圧縮処理方式
	処理能力	4.6t／日

施設名称	菰野町不燃物処理場	
所 在 地	三重県三重郡菰野町菰野8346番地1	
最終処分場	竣工年月	昭和58年6月
	処理方式等	管理型
	残余容量	53,998m³

5 業務内容

受注者が行う業務の内容は、以下のとおりとする。詳細は第2章特記仕様書による。

- (1) ごみ処理の現状と課題の整理
- (2) ごみ処理技術の動向調査
- (3) ごみ量及びごみ質の長期見通しと最適な施設整備方針の検討
- (4) 施設整備基本構想の取りまとめ
- (5) 事業方針の検討
- (6) いなべ市及び菰野町の長期的なごみ処理方針の検討
- (7) 検討委員会等支援

6 関係法令等

受注者は、業務の履行に当たり、関係する法令、条例、規則、細則、通知等を遵守しなければならない。

7 管理技術者及び照査技術者等

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務については、相当の経験・経歴を有する技術者を

配置しなければならない。

また、技術者は参加申込書提出時点において、雇用継続期間が1年を超える自社の社員とする。

- (2) 管理技術者は、技術士法に基づく技術士で総合技術管理部門（廃棄物分野の専門科目に限る。）又は衛生工学部門（廃棄物分野の専門科目に限る。）の資格保有者でなければならない。

また、令和2年度以降に地方公共団体が発注するごみ処理施設整備基本構想又はごみ処理施設基本計画の策定業務の従事実績が参加申込書提出時点において、1件以上業務が完了しているものでなければならない。

管理技術者は、各打合せや会議に必ず出席しなければならない。

- (3) 照査技術者は、技術士で衛生工学部門（廃棄物分野の専門科目に限る。）又は総合技術管理部門（廃棄物分野の専門科目に限る。）の資格保有者でなければならない。

照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

- (4) 担当技術者は、技術士で衛生工学部門（廃棄物分野の専門科目に限る。）又はRCCM（廃棄物部門）の資格保有者でなければならない。

また、同種業務の実務経験者かつ3年以上の実務経験を有すること。

担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

8 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を厳守するとともに、業務に堅持するよう努めなければならない。

9 秘密の保持

業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。

10 資料の貸与

業務の遂行上必要な資料等の収集、調査検討等は、原則として受注者が行うものとする。ただし、発注者が所有する調査資料、文献等で業務に必要なものは、所定の手続きによって、受注者に貸与するものとする。

貸与した資料は、業務完了前に速やかに返却するものとする。

11 打ち合わせ及び協議

受注者は、業務着手時や業務の主要な区切り等の時に、発注者と打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。また、業務の実施に当たって、連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

12 業務内容の変更

本業務の実施に際し、業務内容の変更又は当該業務以外の調査、計画等の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、業務内容の変更を行うものとする。

13 費用負担

本業務の履行に係る諸経費について、すべて受注者の負担とする。

ただし、業務内容を変更した場合は、発注者及び受注者が協議の上、費用負担について決定することとする。

14 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者選任通知書
- (4) 業務計画書
- (5) 業務完了届
- (6) 成果品

なお、提出した事項を変更しようとする場合は、その都度発注者の承認を受けるものとする。

15 成果品

受注者は、次の成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成に当たっては、編集方法等について、あらかじめ発注者と協議の上、作成するものとする。

- (1) ごみ処理施設基本構想 A4版無線綴じ製本 30部
- (2) ごみ処理施設基本構想 概要版 A4版中綴じ製本 30部
- (3) その他資料（発注者の指示する図面、資料等） 一式 3組
- (4) 上記（1）～（3）の電子媒体（データCD-ROM等による） 一式 3組

16 成果品の検査と納品

受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員による検査合格をもって業務の完了とする。

業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う契約内容不適合があった場合は、受注者は直ちに当該業務の訂正を行わなければならない。

17 疑義の解決

受注者は、業務の着手に先立ち、発注者と十分な協議を行うものとするが、業務遂行上疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、これを定める。

18 その他

本仕様書に記載している業務の全部又は一部を発注者の許可なく、第三者に委託してはならない。

第2章 特記仕様書

いなべ市と菰野町は令和6年度に定住自立圏の締結及び広域化処理に関する基本合意書にて、広域化でのごみ処理施設整備をすることとした。一般廃棄物全体の処理について、各市町での環境面や安全面での課題や方向性についても整理する。

1 ごみ処理の現状と課題の整理

いなべ市及び菰野町のごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理を行うとともに、ごみ処理行政の動向、ごみ処理の課題を抽出、整理する。

- (1) 基本構想策定の背景
- (2) 対象地域の状況（位置、人口推移等）
- (3) ごみ処理状況の把握
（ごみ処理体制、ごみの種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績、施設の状況等）
- (4) 現状の課題（分別方法・排出状況、収集・運搬、中間処理、最終処分等）

2 ごみ処理技術の動向調査

ごみ処理技術における最新の技術的動向を調査し整理する。

- (1) 廃棄物、資源化物の収集運搬システムの技術動向調査
- (2) 中間処理の技術動向調査
- (3) 資源化・再利用施設の技術動向調査
- (4) 焼却灰処理に関する技術動向調査
- (5) 最終処分の技術動向調査
- (6) 余熱利用の動向調査

3 ごみ量及びごみ質の長期見通しと最適な施設整備方針の検討

ごみ量及びごみ質において長期的な見通しを算出し、最適な施設整備を整理する。

- (1) 基本方針
ごみ処理に関する処理システム案を作成するための基本的な考え方を整理する。
- (2) 国及び県の目標整理
国や県の目標値を整理し、将来的な施設の目標値の検討を行う。
- (3) ごみ量の推計及び計画ごみ質の設定
令和7年度から令和27年度までの20年間のごみ量の推計及び計画ごみ質の設定を行う。
- (4) 処理技術の適用性の検討
ごみ処理技術の動向を検討した結果に基づいて施設規模を想定し、ごみ処理技術の信頼性、安全性、経済性等について検討する。
- (5) 処理システム案の作成
一般廃棄物処理基本計画等を参考にして、今後、整備が必要となる施設の規模、機能構

成や整備方法について、処理システムを複数案設定する。

なお、システムのせってにあたっては、収集・運搬、中間処理、最終処分などに適用性が高い技術を組合わせること。

また、複数案ごとの整備事業費の概算経費（建設費・ランニングコスト等）の算出する。

（６）処理システム案の評価

前項で作成された処理システム案を総合的に評価するための評価基準を設定し、比較・評価して、実効性と経済性に優れた処理システム案を選定する。

なお、比較・評価に当たっては、環境省「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等を参考にする。

４ 施設整備基本構想の取りまとめ

一般廃棄物処理施設を整備する上で必要となる条件等について整理する。

- （１）施設整備の基本方針
- （２）敷地条件の把握及び整理
- （３）計画対象施設の概要
- （４）施設配置計画の検討
- （５）必要敷地面積の算定
- （６）余熱利用計画の検討
- （７）施設の概算事業費及び財源計画
- （８）維持管理計画の検討
- （９）その他関係する法令等
- （１０）施設整備スケジュール

５ 事業方針の検討

ごみ処理施設の基本構想策定にあたり、本事業の整備方針として公設公営施設としての整備・運営、PFI方式による施設の整備・運営等について比較検討を行い、今後の事業の進め方に関する方向性の検討を行う。

- （１）事業手法の整理
- （２）事業範囲・役割分担の検討
- （３）リスク分担の検討

６ いなべ市及び菰野町の長期的なごみ処理方針の検討

施設整備基本構想の取りまとめた結果、今後のいなべ市及び菰野町において、長期的なごみ処理方針の検討を行う。

７ 検討委員会等支援

いなべ市及び菰野町が開催する検討委員会、打合せ等への参加及び支援を行うこと。回数は３回程度とし、議事録の作成も含む。